

大分 LCDE(糖尿病療養指導士)会規約

(設置)

第1条 大分県に大分 LCDE(糖尿病療養指導士)会を置く。

(目的)

第2条 大分 LCDE(糖尿病療養指導士)会は糖尿病患者教育の正しい知識および技術の充実、向上を図り、地域医療に貢献することを目的とする。

- 1 そのため、本会は、看護職については看護の質の向上、栄養職については栄養サポートのための質の向上、リハビリテーション職についてはリハビリテーションの質の向上、薬剤師については薬の側面からのサポートの質の向上、臨床検査技師については血糖測定やその他検査の側面からのサポートのための質の向上、その他、運動療法士、臨床心理士、など各種専門職の向上発展に寄与する。

(会員)

第3条 本会の会員は大分 LCDE(糖尿病療養指導士)として認定された大分県で活動するもので構成する。

- 1 他府県で糖尿病療養指導士として認定を受け、本会に入会を希望し、大分県で活動をするもの。
- 2 会員は本会の趣旨に賛同し、会費を納入したものとする。2年連続して会費を納入しない者は翌年の3月31日に会員の資格を失う。但し、期日をさかのぼって会費を納入することは可能である。
- 3 会員はJADEC大分(大分県糖尿病協会)の分会に所属しているものとする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員の研鑽促進を目的とする研修会の開催。
- 2 大分LCDE会報の発行。
- 3 会員の地域貢献活動の促進および助成。
- 4 その他本会の目的を達成するために必要な事業。
- 5 本会の事業において、医療行為に関する場合は、日本看護協会倫理綱領に基づき、日本看護協会医療安全情報(医療看護の安全に関する法令・通知)及び感染管理情報(職務感染の防止)を参考に施行する。

(運営)

第5条 大分 LCDE(糖尿病療養指導士)会は次に掲げる役員をおき本会の維持、運営にあたる。

(役員)

第6条 役員は総会において次の区分より選出する。執行部役員は、会長1名、副会長 数名、事務局長1名、監事1名、及び委員若干名とする。地区役員は、執行部役員とは別に、各地区毎に数名選出する。

(任期)

第7条 役員の任期は2年とし、再任はさまたげない。役員が辞任しようとする時は、その旨を文書で会長に届け出なければならない。

(顧問・相談役)

第8条 この会の運営を補助し、発展をはかるため、顧問及び相談役をおくことができる。

(会費)

第9条 年会費は2,000円とする。但し研修会などを開催する時は別途参加費を徴収することがある。会計年度は1月1日より12月31日までとする。

第10条 本会の決算は総会に報告し、その承認を得なければならない。監査報告は総会でこれを行う。

(規約改正)

第11条 規約改正は総会において出席者の過半数を必要とする。

(退会)

第12条 会員が当会を退会しようとするときは、会長に退会届を提出しなければならない。ただし、会員が既に納入した会費は返還しない。退会した場合、本会の認定更新資格がなくなる。

(認定単位)

第13条 この大分 LCDE(糖尿病療養指導士)の事業に参加した者については更新時認定単位とする。

(総会)

第14条 総会は毎年1回開催する。ただし必要があるときは臨時に開くことができる。

第15条 総会の議事は出席会員の過半数をもって決める。ただし賛否同数の場合は議長がこれを決する。

(附則)

この規約は平成12年1月28日から施行する。

この規約は平成13年6月5日一部改定する。

この規約は平成20年1月27日一部改正する。

この規約は平成21年3月1日一部改正する。

この規約は平成22年1月31日一部改正する。

この規約は平成23年3月6日一部改正する。

この規約は平成25年3月3日一部改正する。

この規約は平成27年3月1日一部改正する。

この規約は平成29年3月5日一部改正する。

この規約は令和2年3月1日一部改正する。